

産業用蓄熱調整契約

(選 択 約 款)

令和元年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I	本	則	
1	適	用	1
2	選	択	1
3	適	用	1
4	季	節	1
5	料	金	2
6	夜	間	4
7	蓄	熱	4
8	そ	の	5
	附	則	8

I 本 則

1 適 用

この選択約款は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島供給約款の適用地域を除きます。）

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

特定小売供給約款（令和元年8月29日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の高压電力または選択約款の季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の産業用蓄熱調整契約（平成29年4月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日9時から23時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、高圧電力または季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額(以下「蓄熱割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(1) 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 高圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{array}{l} \text{高圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(4)イの} \\ \text{蓄熱割引率} \end{array}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、高圧電力の夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、高圧電力のその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4)口の蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 高圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.340
その他季蓄熱割引率	0.277

ロ 季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.241
-------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、4（季節区分および時間帯区分）

(2) イの昼間時間を毎日8時から22時までに変更することがあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準じて行ないません。

(3) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないません。

(4) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないません。

(5) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額から(2)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものとしていたします。

イ 高圧電力Bまたは季節別時間帯別電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

ロ 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

(2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額 = (3) の蓄熱ピークシフト電力 × (4) の割引単価

(3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 割 引 単 価

割引単価は1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,714円90銭
---------------------	-----------

(5) 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

(6) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

8 そ の 他

(1) 高圧電力として電気の供給を受けるお客さまの場合、供給約款7（需給契約の成立および契約期間）、供給約款41（供給の停止）および供給約款53（解約等）の規定については、次によります。

イ 需給契約の成立および契約期間

(イ) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(ロ) 契約期間は、次によります。

- a 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。
- b 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- c 当社は、bにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

ロ 供給の停止

当社は、供給約款41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし、供給約款41（供給の停止）(2) および(3)へに定める事項については、適用いたしません。

ハ 解約等

- (イ) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

- a お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- b お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- c この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- d 供給約款41（供給の停止）(3)へによって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合

- (ロ) ロによって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (ハ) お客さまが、供給約款51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給

契約は消滅するものといたします。

- (2) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (3) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) この選択約款に定めのない規定については、供給約款または季節別時間帯別電力の定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、8（その他）(1)ハ(イ)aおよびbにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 平成28年3月31日までに産業用蓄熱調整契約の適用を受けているお客さまの特別措置

旧選択約款の適用を受けているお客さまのうち、平成28年3月31日までにご契約されているお客さまについては、本則8（その他）(1)ロおよびハは適用いたしません。この場合、供給約款41（供給の停止）および供給約款53（解約等）の高圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

4 この選択約款の実施等にもなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この選択約款の実施にもなう日割計算を行ないません。

5 新たにこの選択約款の適用を希望するお客さまの特別措置

令和2年3月31日までの間、供給約款の高圧電力または選択約款の季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、この選択約款の適用を受けようとするお客さまが、次のいずれの条件にも適合し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお、この場合、本則5（料金）(3)、本則6（夜間使用電力量の計量）および本則7（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）は、適用いたしません。

- (1) 蓄熱運転により、本則4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能であること。
- (2) 本則5（料金）(2)の扱いについて、あらかじめ当社が定めた蓄熱電力量とすることを了承いただくこと。

6 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則7（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）の料金率については、本則7（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,683 円 72 銭
---------------------	--------------